

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆アマゾンをかたる架空請求が多発しています！
- ◆ネット通販の詐欺的サイトに注意
- ◆高齢者の生活動線を点検して転倒事故を防ぎましょう
- ◆消費者市民社会 ～消費者の行動が社会を変える～



2017

12 December
月号

第 93 号

アマゾンをかたる架空請求が多発しています！

※実在するアマゾンジャパン合同会社は、本件とは全く無関係です。

こんな相談が寄せられています

有料動画の未納料金が発生しております。本日中にご連絡なき場合、法的手続きに移行致します。

アマゾン ●●

03-●●●●●●-●●●●●●



?

スマートフォンに左記のような SMS（電話番号を宛先にしたメール）が届いた。驚いて電話すると、「動画サイトの未納料金を Amazon ギフト券で支払ってください。コンビニでギフト券を買って、その番号を教えてください。支払わなければ、民事裁判へ移行します」と言われた。身に覚えがないが、どうしたらよいか。

★アドバイス★

- アマゾンの未納料金を、SMSで請求するのは詐欺の手口です。
アマゾンはSMSで請求することはないため、SMSに記載された電話番号には絶対に連絡しないでください。
- 「本日中に連絡がなければ法的手続きに移行します」「ギフト券を購入してその番号を連絡してください」というのは典型的な詐欺の手口です。
身に覚えのない請求は無視しましょう！もし電話をかけてしまっても、正当な理由のない請求には絶対に応じないでください。
- 心配があれば、お住まいの地域の消費生活相談窓口や、警察相談専用電話（#9110）にお電話を！



ネット通販の詐欺的サイトに注意

相談事例1「偽物の商品が届いた」

SNSの広告を見て、ブランドのサングラスを注文した。クレジット決済し、商品が外国から届いたが、明らかに粗悪な偽物だった。



相談事例2「商品が届かない」

ネット通販でスニーカーを注文した、銀行から振り込んだが、商品が届かない。ホームページに電話番号や店舗所在地はなく、メールも返信がない。

★アドバイス★

楽しいはずのインターネット通販も、トラブルに遭ったら大変です。以下の点に気を付けて、未然にトラブルを防ぎましょう。

～こんなサイトには御注意!～

URL が不自然 → http://www.〇△×□-shop.com

字体(フォント)に通常使用されない旧字体が混じっている

極端に値引きされている → 購入する 在庫あり 50,000円→10,000円 80%OFF

住所が番地まで記載されていない → 住所:東京都千代田区

電話番号がなく、連絡先がEメールしかない → 連絡先:〇〇@abc.com

支払方法が銀行振込みのみ → ■支払方法について 銀行振込

機械翻訳したような不自然な日本語表現がある。 → ■送料・配送について 送料無料!三日か五日届けます!

出典：消費者庁ウェブサイト (http://www.caa.go.jp/adjustments/internet_trouble/internet.html)

- 所在地や連絡先、他の利用者の評価など、**事業者の情報を自分でしっかりと確認**しましょう。
- 一般に流通している価格よりも大幅に安く販売されている場合など、購入する商品が**模倣品**でないか十分に注意しましょう。
- **配送方法や配送期間**などがどの程度かかるかを知っておきましょう。
- サイズ違いなど購入後にトラブルに遭遇することもあるため、**キャンセル・返品条件、利用規約は事前に必ず確認**しましょう。
- 少しでも不安を感じたら、支払いをする前にお住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談してください。

高齢者の生活動線を点検して転倒事故を防ぎましょう

家庭内で転倒し骨折するなど、高齢者の日常生活における転倒事故が報告されています。



事例1 トイレに行こうと歩いていて廊下の段差で転倒した。鼻を骨折していた上、くも膜下出血と診断され入院となった。

事例2 パンを食べようと台所へ行ったところ、トースターのコードに引っかかって転倒。流し台に額を打ち出血したため、病院に搬送された。

★アドバイス★

- 高齢者は加齢等による身体機能の低下により、自宅のような慣れ親しんだ場所でも事故に遭うリスクがあります。高齢者の心身の変化に合わせて、家族などが家庭内の環境を再確認しましょう。
- 段差や電源コード、暗い場所など転倒の原因となりそうなものを減らしたり、家電製品の配置に気をつけたりするなど、高齢者の生活動線を点検することが大切です。
- 定期的に電話をかけたり訪問したりするなど、家族や周囲の人が高齢者とコミュニケーションを取り、様子を見守りましょう。



消費者市民社会 ～消費者の行動が社会を変える～

消費者市民社会とは、消費者自らの行動が、周りの人や将来生まれる人、社会・経済・環境に影響を与えているということ意識して、よりよい社会になるよう積極的に参加する社会のことです。

商品を選ぶとき、安い商品や有名な商品を買うことが、良い消費者とは限りません。

商品を生産する人たちは、お客さんが買ってくれるものを開発し、生産しています。また、販売者も、どのような販売の仕方をすれば商品が売れるか、消費者の行動を研究して販売しています。すなわち、わたしたちの消費行動が生産者や販売者の行動に影響を与えているのです。

わたしたちの選択が、社会に影響を与えていることを意識し、よく考えて買い物をするようにしましょう！

はじめてみよう！ 私たちにできること

① 不公正な事業者と取引しない！



悪質な業者や商法、商品が減る！

② 環境、人、地域に「やさしい」商品を選択する！



児童労働や環境に悪い商品などの減少につながる！

③ 必要のないサービスは断る！



ムダな包装が減り、ゴミが減る！

④ 買いすぎない！



本当に必要としている人のもとに商品がいきわたり、資源のムダが省ける！

困ったとき、わからないときは…

相談
しよう!

消費生活センター 県民サービスセンター

気仙沼・本吉圏



気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター

0226-22-7000

仙台弁護士会
気仙沼法律相談センター

0226-22-8222

東部地方振興事務所
登米地域事務所
県民サービスセンター

0220-22-5700

仙台弁護士会
登米法律相談センター

0220-52-2348

東部地方振興事務所
県民サービスセンター

0225-93-5700

仙台弁護士会
石巻法律相談センター

0225-23-5451

栗原圏



北部地方振興事務所
栗原地域事務所
県民サービスセンター

0228-23-5700

北部地方振興事務所
県民サービスセンター

0229-22-5700

仙台弁護士会
古川法律相談センター

0229-22-4611

大崎圏



宮城県消費生活センター

022-261-5161

仙台弁護士会
法律相談センター

022-223-2383

仙台圏



大河原地方振興事務所
県民サービスセンター

0224-52-5700

仙台弁護士会
県南法律相談センター

0224-52-5898

仙南圏



相談受付時間

宮城県消費生活センター

平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00

※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター

平日:9:00~16:00

※土日祝日年末年始はお休みです。

消費者ホットライン

188(嫌や!)

お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。

その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

警察相談専用電話

#9110

宮城県消費生活センターのホームページから、
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで（電話 022-211-2524）